○国土交通省告示第二百六十二号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第五条の五第一号の国土交通大臣が定める排水管の内径の数値は百ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、三十ミリメートル）とし、同号の国土交通大臣が定める排水渠（きょ）の断面積の数値は五千平方ミリメートルとする。

平成十六年三月十二日

国土交通大臣　石原　伸晃

附　則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。